

栗駒山における避難促進施設の選定基準（案）

区 域	対象施設	備 考
<p>(1) 火口から概ね 4 km 以内の区域</p> <p><参考>岩手山の場合 東岩手火口の中心から概ね 4 km 又は西岩手想定火口の中心から概ね 2 km 以内の区域</p>	<p>活動火山対策特別措置法施行令第 1 条に定められており、営業時間中に所有者等や従業員が常駐している施設</p>	<p>【避難確保計画作成の手引き】※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・突発的な噴火による危険性の高い火口周辺の地域では、比較的小規模な施設も含め多くの施設が避難促進施設に指定されることが考えられる。 ・突発的な噴火は、水蒸気噴火等の前兆現象が捉えにくい、比較的小規模な噴火であることが多く、このような噴火に伴う噴石の飛散で、過去にもたびたび人的被害が発生している。 <p>【内閣府施行通知】※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設所有者等や従業員が常駐しており、利用者の避難を確保するための措置の実効性が担保できる施設を選定することが重要である。
<p>(2) 栗駒山火山防災対策で定めた警戒範囲（「火口から概ね 4 km 以内の区域」を除く）</p> <p><参考>岩手山の場合 岩手山火山防災対策で定めた警戒範囲（「東岩手火口の中心から概ね 4 km 又は西岩手想定火口の中心から概ね 2 km 以内の区域」を除く）</p>	<p>活動火山対策特別措置法施行令第 1 条に定められており、営業時間中に所有者等や従業員が常駐し、次のいずれかに該当する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定多数の者が利用する施設 ・ 避難に時間を要する要配慮者が利用する施設 <p>※「不特定多数」又は「要配慮者」に該当するかどうかは、「市町村における避難指示や避難勧告のみで円滑かつ迅速な避難が確保できるかどうか」という観点から各市町村において判断する。</p>	<p>【基本的指針】※3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人の集積拠点となっている不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設については、施設の所有者又は管理者による利用者の安全を確保する取組が重要となる。 <p>【内閣府施行通知】※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町における避難指示や避難勧告だけでは円滑かつ迅速な避難が確保できない可能性がある施設については、積極的に避難促進施設に選定することを検討することが必要である。

※1：「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」（平成 28 年 3 月 内閣府作成）

※2：「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律の施行について」（平成 27 年 12 月 24 日 内閣府通知）

※3：「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針」（平成 28 年 2 月 22 日 内閣府告示）

栗駒山における避難促進施設の指定等スケジュール（案）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度以降
① 避難促進施設の 選定	選定基準策定 ＜協議会＞	【火口周辺の地域内の施設】 候補施設との調整＜市町村＞ 施設選定＜市町村＞	【周辺以外の警戒範囲内の施設】 候補施設との調整＜市町村＞ 施設選定＜市町村＞	
② 地域防災計画で の指定			避難促進施設として指定＜市町村＞ （地域防災計画に規定）	
③ 避難確保計画の 作成		ひな形作成 ＜県＞	避難確保計画作成支援＜市町村＞ 計画作成＜各避難促進施設＞	

栗駒山火山防災協議会の今後の主な取組（案）

令和2年度以降の栗駒山に係る火山防災対策について、活動火山対策特別措置法に基づき、火山地域の関係者が一体となり、専門的知見を取り入れながら、警戒避難体制の構築を図ることとし、次のとおり取組を実施する。

年度	実施主体	取組内容（予定）
平成28年度	栗駒山火山防災協議会	【ハザードマップの作成】 <ul style="list-style-type: none"> 水蒸気噴火が発生した場合に想定される災害状況について作成
平成29年度	栗駒山火山防災協議会	【ハザードマップの作成】 <ul style="list-style-type: none"> マグマ噴火が発生した場合に想定される災害状況について作成 【ハザードマップの周知等】 <ul style="list-style-type: none"> 水蒸気噴火を想定したハザードマップの、観光客や登山者等への周知方法等について、検討し実施
平成30年度	仙台管区 気象台、 栗駒山火山 防災協議会	【噴火警戒レベルの設定】 <ul style="list-style-type: none"> 噴火活動の段階に応じた入山規制・避難等を協議し設定 作業部会により、必要な検討を実施
	栗駒山火山 防災協議会	【避難計画の作成】 <ul style="list-style-type: none"> 避難場所、避難経路、避難手段等、火山地域全体の避難対応をまとめた計画を作成 作業部会により、必要な検討を実施（関係自治体間で費用負担） 【ハザードマップの周知等】 <ul style="list-style-type: none"> 水蒸気噴火及びマグマ噴火等を想定したハザードマップの、観光客や登山者等への周知方法等について、検討し実施
令和元年度	栗駒山火山 防災協議会	【火山防災マップの作成】 <ul style="list-style-type: none"> 避難計画を踏まえ、ハザードマップに、避難場所、避難経路など、住民等が避難するために必要な防災情報を付加したマップを作成（費用：関係自治体で負担（覚書を締結）） 【避難確保施設の選定基準等の設定】 <ul style="list-style-type: none"> 避難確保計画を作成すべき避難促進施設等の選定基準等を設定
令和2年度 以降	市町村、 栗駒山火山 防災協議会	【火山ガスの学術的評価及び登山道の安全対策等】 <ul style="list-style-type: none"> 火山ガス濃度の連続観測データ等に基づいた学術的な評価を行うとともに、登山道の安全対策を検討 【避難計画の周知等】 <ul style="list-style-type: none"> 火山防災マップを活用し、住民や登山者等に対する避難計画の周知を図る 【避難促進施設の指定に向けた取組】 <ul style="list-style-type: none"> 候補施設の管理者との調整（理解醸成を図る） 【避難促進施設の指定（市町村地域防災計画の修正）】 <ol style="list-style-type: none"> 避難促進施設の指定（避難確保計画を作成すべき避難促進施設の名称等を市町村地域防災計画に規定） 避難促進施設による避難確保計画の作成を支援するとともに、施設と連携を図り、必要な防災対策を実施
	避難促進施設 の管理者 等	【避難確保計画の作成】 <ul style="list-style-type: none"> 避難促進施設の管理者による避難確保計画の作成（施設利用者等へ周知を図り、必要な防災対策を実施）

栗駒山火山防災協議会規約の一部改正（案）

栗駒山火山防災協議会規約の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第 1（第 3 条関係）		別表第 1（第 3 条関係）	
区 分	委 員	名 称	委 員
[略]		[略]	
法第 4 条第 2 項第 7 号	齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫客員教授（岩手大学地域防災研究センター）、 <u>伊藤英之教授（岩手県立大学）</u> 、 <u>浜口博之名誉教授（東北大学）</u> 、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）、林信太郎教授（秋田大学）、大場司教授（秋田大学）、藤縄明彦教授（茨城大学）、越谷信教授（岩手大学）、野上健治教授（東京工業大学）	法第 4 条第 2 項第 7 号	齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫客員教授（岩手大学地域防災研究センター）、 <u>浜口博之名誉教授（東北大学）</u> 、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）、林信太郎教授（秋田大学）、大場司教授（秋田大学）、藤縄明彦教授（茨城大学）、越谷信教授（岩手大学）、野上健治教授（東京工業大学）
[略]		[略]	
別表第 2（第 7 条及び第 8 条関係）		別表第 2（第 7 条及び第 8 条関係）	
所 属	幹 事	所 属	幹 事
[略]		[略]	
岩手大学地域防災研究センター 客員教授	土井 宣夫	岩手大学地域防災研究センター 客員教授	土井 宣夫
岩手県立大学 教授	伊藤 英之		
東北大学 名誉教授	浜口 博之	東北大学 名誉教授	浜口 博之
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規約は、令和 2 年 月 日から施行する。

令和2年3月13日協議

栗駒山火山防災協議会長

理由

委員及び幹事の変更をしようとするものである。これが、この改正案を提案する理由である。

栗駒山火山防災協議会規約（改正案）

（設置）

第1条 岩手県、宮城県及び秋田県（以下「3県」という。）並びに一関市、栗原市、横手市、湯沢市、羽後町及び東成瀬村（以下「関係市町村」という。）並びに関係機関の連携を確立し、平時から栗駒山の噴火時の警戒避難体制の整備に関する検討を共同で行うことにより、栗駒山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するため、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、栗駒山火山防災協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）噴火シナリオ及び火山ハザードマップの作成に係る協議に関する事。
- （2）噴火警戒レベルの導入に係る協議に関する事。
- （3）避難計画の策定に係る協議に関する事。
- （4）火山防災マップの作成に係る協議に関する事。
- （5）法第5条第2項の規定による3県の地域防災計画の定めに対する意見に関する事。
- （6）法第6条第3項の規定による関係市町村の地域防災計画の定めに対する意見に関する事。
- （7）火山の活動状況に係る情報共有に関する事。
- （8）観光客及び登山者に係る火山防災対策に関する事。
- （9）防災訓練の推進に関する事。
- （10）防災意識の啓発活動に関する事。
- （11）その他栗駒山の火山防災対策の推進に関する事。

（協議会）

第3条 協議会の委員は、別表第1に掲げる者により構成する。この場合において、同表法第4条第2項第7号の項に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、岩手県知事をもって充てる。
- 4 副会長は、宮城県知事及び秋田県知事をもって充てる。
- 5 会長は、会務を総理し、会議の議長となり、協議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、その職務を代理する順位は、次のとおりとする。

第1順位 宮城県知事

第2順位 秋田県知事

（協議会の招集等）

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、委員の半数以上の出席により開催する。

- 2 協議会の協議事項は、出席した委員の過半数の同意をもって決する。
- 3 委員は、出席が困難であると認めるときは、その代理人を出席させることができる。
- 4 会長は、会議を開催せずに協議を求めると認めるときは、書面による協議をもって、協議会の開催に代えることができる。

(専決処分)

第6条 会長は、次に掲げる場合には、その協議事項について、副会長の合意を得て、専決処分をすることができる。

- (1) 協議会を招集するいとまがないとき。
 - (2) 軽微な事項について協議するとき。
- 2 会長は、前項の専決処分をしたときは、速やかに委員に報告しなければならない。

(幹事会)

第7条 第2条の所掌事務の詳細な検討のため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の幹事は、別表第2に掲げる者により構成する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は、岩手県総務部総合防災室長をもって充てる。
- 5 副幹事長は、宮城県総務部危機対策課長及び秋田県総務部総合防災課長をもって充てる。
- 6 幹事長は、会務を総理し、会議の議長となり、幹事会を代表する。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、その職務を代理する順位は、次のとおりとする。

第1順位 宮城県総務部危機対策課長

第2順位 秋田県総務部総合防災課長

(各県部会)

第8条 協議会の行う所掌事務について、各県ごとに検討するため、協議会に各県部会を置く。

- 2 各県部会の委員は、別表第2に掲げる者及び部会長が別に指名する者により構成する。
- 3 各県部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者とし、副部会長は部会長が指名する者とする。
 - (1) 岩手県部会 岩手県総務部総合防災室長
 - (2) 宮城県部会 宮城県総務部危機対策課長
 - (3) 秋田県部会 秋田県総務部総合防災課長
- 5 部会長は、会務を総理し、会議の議長となり、各県部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議事項)

第9条 協議会は、第2条に掲げる所掌事務及び規約の改正に関する事項について協議を行う。

2 前項の規定にかかわらず、各県部会は、第2条第5号及び第6号に掲げる事項について協議を行うことができる。この場合において、部会長は、当該協議を行った旨を協議会に報告しなければならない。

(準用)

第10条 第4条から第6条までの規定は、幹事会及び各県部会に準用する。この場合において、当該各条中「会長」とあるのは「幹事長」（各県部会に準用する場合にあつては、「部会長」）に、「委員」とあるのは「幹事」（各県部会に準用する場合にあつては、「各県部会の委員」）に、「副会長」とあるのは「副幹事長」（各県部会に準用する場合にあつては、「副部会長」）に読み替えるものとする。

(専門部会)

第11条 会長は、協議会に特別な事項及び所掌事項について専門的に研究する専門部会を置くことができる。

2 専門部会に専門部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により選任する。

3 専門部会長に事故があるときは、専門部会の委員のうちから専門部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(作業部会)

第12条 幹事会は、その定めるところにより、作業部会を置くことができる。

2 作業部会に作業部会長を置き、幹事長の指名する者をもって充てる。

3 作業部会長に事故があるときは、作業部会の委員のうちから幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(事務局)

第13条 協議会及び幹事会の事務局は、岩手県総務部総合防災室に置く。

2 各県部会の事務局は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める機関に置く。

- (1) 岩手県部会 岩手県総務部総合防災室
- (2) 宮城県部会 宮城県総務部危機対策課
- (3) 秋田県部会 秋田県総務部総合防災課

(補足)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年3月29日から施行する。
- 2 栗駒山火山防災協議会規約（平成27年3月2日策定）は、廃止する。
- 3 この規約は、平成28年10月31日から施行する。
- 4 この規約は、平成29年5月29日から施行する。
- 5 この規約は、平成29年10月3日から施行する。

- 6 この規約は、平成30年3月8日から施行する。
- 7 この規約は、平成31年3月14日から施行する。
- 8 この規約は、令和元年8月19日から施行する。
- 9 この規約は、令和2年 月 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	委 員
法第4条第2項第1号	岩手県知事、宮城県知事、秋田県知事、一関市長、栗原市長、横手市長、湯沢市長、羽後町長、東成瀬村長
法第4条第2項第2号	仙台管区気象台長、盛岡地方気象台長、秋田地方気象台長
法第4条第2項第3号	東北地方整備局長
法第4条第2項第4号	陸上自衛隊第9特科連隊長、陸上自衛隊第21普通科連隊長、陸上自衛隊第22即応機動連隊長
法第4条第2項第5号	岩手県警察本部長、宮城県警察本部長、秋田県警察本部長
法第4条第2項第6号	一関市消防本部消防長、栗原市消防本部消防長、横手市消防本部消防長、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部消防長
法第4条第2項第7号	齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫客員教授（岩手大学地域防災研究センター）、浜口博之名誉教授（東北大学）、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）、林信太郎教授（秋田大学）、大場司教授（秋田大学）、藤縄明彦教授（茨城大学）、越谷信教授（岩手大学）、野上健治教授（東京工業大学）
法第4条第2項第8号	国土地理院東北地方測量部長、東北森林管理局岩手南部森林管理署長、東北森林管理局宮城北部森林管理署長、東北森林管理局秋田森林管理署湯沢支署長、（一社）一関市観光協会会長、（一社）栗原市観光物産協会会長、（一社）湯沢市観光物産協会会長、（一社）東成瀬村観光物産協会会長、（一社）増田町観光協会代表理事

別表第2（第7条及び第8条関係）

所 属	幹 事	部会の委員		
		岩手県部会	宮城県部会	秋田県部会
有識者 岩手大学 名誉教授	齋藤 徳美	○		
岩手大学地域防災研究センター 客員教授	土井 宣夫	○		
東北大学 名誉教授	浜口 博之	○		
東北大学大学院理学研究科 教授	三浦 哲		○	
秋田大学 教授	林 信太郎			○

	秋田大学 教授	大場 司			○
	茨城大学 教授	藤縄 明彦	○		
岩手県	岩手県総務部総合防災室	室長	○		
	岩手県環境生活部自然保護課	総括課長	○		
	岩手県商工労働観光部観光課	総括課長	○		
	岩手県県土整備部砂防災害課	総括課長	○		
	岩手県県南広域振興局総務部 一関総務センター	所長	○		
	岩手県警察本部警備部警備課	課長	○		
	一関市消防本部防災課	課長	○		
	一関市消防本部消防課	課長	○		
	一関市商工労働部観光物産課	課長	○		
	宮城県	宮城県総務部危機対策課	課長		○
宮城県環境生活部自然保護課		課長		○	
宮城県経済商工観光部観光課		課長		○	
宮城県土木部防災砂防課		課長		○	
宮城県北部地方振興事務所栗 原地域事務所総務部		部長		○	
宮城県警察本部警備部警備課		課長		○	
栗原市総務部危機対策課		課長		○	
栗原市商工観光部田園観光課		課長		○	
栗原市消防本部警防課		課長		○	
秋田県	秋田県総務部総合防災課	課長			○
	秋田県観光文化スポーツ部観 光振興課	課長			○
	秋田県生活環境部自然保護課	課長			○
	秋田県建設部河川砂防課	課長			○
	秋田県平鹿地域振興局総務企 画部	部長			○
	秋田県雄勝地域振興局総務企 画部	部長			○
	秋田県警察本部警備部警備第 二課	課長			○
	横手市総務企画部危機管理課	課長			○
	横手市商工観光部観光おもて なし課	課長			○
	東成瀬村民生課	課長			○
	湯沢市総務部総務課	総合防災室長			○

	湯沢市産業振興部観光・ジオパーク推進課	課長			○
	羽後町生活環境課	課長			○
	横手市消防本部警防課	課長			○
	湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部警防課	課長			○
国関係	東北地方整備局	防災対策技術分析官	○	○	○
	東北地方整備局河川部	広域水管理官	○	○	○
	東北地方整備局岩手河川国道事務所	事業対策官	○		
	東北地方整備局新庄河川事務所	副所長		○	
	東北地方整備局仙台河川国道事務所	副所長(道路)		○	
	東北地方整備局北上川下流河川事務所	工事情質管理官		○	
	東北地方整備局湯沢河川国道事務所	副所長			○
	仙台管区気象台気象防災部	火山防災情報調整官	○	○	○
	盛岡地方気象台	防災管理官	○		
	秋田地方気象台	防災管理官			○
	陸上自衛隊第9特科連隊	第3科長	○		
	陸上自衛隊第21普通科連隊	第3科長			○
	陸上自衛隊第22即応機動連隊	第3科長		○	
	国土地理院東北地方測量部	防災情報管理官	○	○	○
	東北森林管理局岩手南部森林管理署	次長	○		
	東北森林管理局宮城北部森林管理署	次長		○	
	東北森林管理局秋田森林管理署湯沢支署	総括事務管理官			○
観光関係	(一社) 一関市観光協会	事務局長	○		
	(一社) 栗原市観光物産協会	事務局長		○	
	(一社) 増田町観光協会	代表理事			○
	(一社) 湯沢市観光物産協会	事務局長			○

	(一社)東成瀬村観光物産協会	事務局長			○
--	----------------	------	--	--	---

火山ガス対策専門部会設置要綱の一部改正（案）

火山ガス対策専門部会設置要綱の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表 1（第 2 条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫客員教授（岩手大学地域防災研究センター）、<u>伊藤英之教授（岩手県立大学）</u>、浜口博之名誉教授（東北大学）、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）、越谷信教授（岩手大学）、野上健治教授（東京工業大学） </div>	別表第 1（第 3 条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫客員教授（岩手大学地域防災研究センター）、浜口博之名誉教授（東北大学）、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）、越谷信教授（岩手大学）、野上健治教授（東京工業大学） </div>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規約は、令和 2 年 月 日から施行する。

令和 2 年 3 月 13 日 協議

栗駒山火山防災協議会長

理由

委員の変更をしようとするものである。これが、この改正案を提案する理由である。

火山ガス対策専門部会設置要綱 (改正案)

(設置)

第 1 条 栗駒山の火山ガスの学術的な評価を行うとともに、登山者等に対する安全対策の方向性について検討を行うため、栗駒山火山防災協議会規約（平成28年3月29日策定。以下「協議会規約」という。）第11条第1項の規定に基づき、栗駒山火山防災協議会（以下「協議会」という。）に火山ガス対策専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

(専門部会)

第 2 条 専門部会の委員は、別表 1 に規定する者及び別表 2 に規定する機関の実務上の担当者と構成する。

(専門部会の招集等)

第 3 条 専門部会は、専門部会長が招集する。ただし、専門部会長が選任されていない場合にあつては、会長が招集する。

2 専門部会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第 4 条 専門部会長は、その検討した事項について、協議会に報告しなければならない。

(事務局)

第 5 条 専門部会の事務局は、岩手県総務部総合防災室に置く。

附 則

この要綱は、令和元年8月19日から施行する。

この要綱は、令和2年 月 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫客員教授（岩手大学地域防災研究センター）、浜口博之名誉教授（東北大学）、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）、越谷信教授（岩手大学）、野上健治教授（東京工業大学）

別表 2 (第 2 条関係)

岩手県総務部総合防災室、岩手県環境生活部自然保護課、一関市消防本部防災課、栗原市総務部危機対策課、仙台管区気象台気象防災部、盛岡地方気象台、東北森林管理局岩手南部森林管理署、(一社)一関市観光協会、(一社)栗原市観光物産協会